

私たち こんな活動しています!

●財務委員会

【副委員長】 上田 正和 (46期)
Masakazu Ueda



1. 財務委員会について

弁護士自治の内容として、弁護士会の財政が外部から独立していることがあります。そのため、弁護士会の運営や活動は会員である弁護士や弁護士法人が弁護士会に支払う会費によって行われています。そして、財務委員会は、第二東京弁護士会（二弁）の財政に関わる収入・支出、資産の管理が適正に行われているのかをチェックする重要な委員会です。

今年度は、早稲本和徳委員長（48期）の下、5名の副委員長、その他に41名の委員が所属しています。毎回の委員会（全体会）には、財務担当の副会長（2名）及び監事（2名）も出席します。委員会は、新型コロナ禍のため、昨年度に引き続いてZoomを利用したウェブ会議によって行われていますが、必要に応じてメーリングリストを利用した意見交換も行われています。

2. 財務委員会の活動について

(1) 財務委員会の職務

財務委員会の職務は、当会の会則第63条の3によると、「収入の確保、予算案の作成、資産の運用及び会館の管理並びに職員の給与その他の就業条件に関する事項につき、意見を述べるとともに、財政の基礎に関する調査研究を行うこと」とされています。

もう少し具体的に説明すると、①当会の収入の状況（会員が負担する会費が中心です。）、②会員から集めた会費が何にどの程度支出されているのか、③当会が保有する資産の管理などについて、厳しく目を光らせることによって、二弁が弁護士自治に支えられた様々な活動を安定的・継続的にこなすことを

目指す活動を行っています。

たとえば、現在、会員が二弁に支払う毎月の会費は原則として16,000円ですが（他に日本弁護士連合会（日弁連）会費があります。）、これは一体何に使われているのか、必要でない支出がなされているのであればその支出をカットして会費を減額すべきではないか、という話になります。財務委員会は、二弁が行っている活動内容とそれを支える会員の会費負担を慎重に検討して、理事者に対して意見を述べ提言や問題提起を行います。

(2) 具体的な活動内容

毎年、理事者は当該年度の予算案を作成して定期総会に議案として提出しますが、財務委員会は定期総会に先立って予算案の内容について審議を行います。また、年度末には当該年度の収入・支出の状況（決算見通し）や今後の当会の財務状況についての検討課題を審議します。

このほかに、二弁（さらには日弁連）の財務状況に影響を与えるテーマに関する理事者からの諮問や意見照会に対して、委員会で慎重に審議を行い、書面の形にして答申や回答を行っています。最近の例としては、公設事務所に対する支出のあり方、はなさき記念館の運用、早期独立弁護士に対する経済的支援の方法、各種証明書発行の際のクレジットカード決済制度の導入、自然災害に対する支援金や義援金の支出などがあります。また、当会の会計に関する規則の改正や会員の諸事情による会費の減免・延納申請への対応も行っています。

今年度の大きな課題としては、最近の二弁の収支の状況を踏まえて、今後の二弁の財務シミュレーションと財務規律のための方策について本格的な検討を行い理事者に提言するということが予定されています。

(3) 財務委員会の活動に関わることで得られるもの

どのような組織や団体であっても、活動を行うためには資金が必要であり、収入を確保し支出を適正にコントロールすることが必要です。特に、弁護士会は弁護士自治の下に財政上の独立性を確保しつつ、基本的人権の擁護と社会正義の実現を担う弁護士の活動を安定的に支えることが求められます。

財務委員会では、二弁の財務という面から、二弁の活動内容や政策課題の最前線を見ることができます。二弁の活動全般を知ることができ、弁護士としての日々の業務や活動を行うにあたってプラスになるような刺激を与えてくれます。弁護士会というものを身近に感じることもできます。

財務や会計というと数字の話が多くて専門的な会計知識が必要ではないか、と思われて敬遠される方がおられるかもしれませんが、決してそのようなことはありません。皆さんが毎月支払っている会費の使い方や弁護士会の活動の最前線に多少の興味があれば十分です。そして、結果として会計や財務諸表についての理解が深まれば、弁護士業務にも活かせます。

3. 財務委員会のこれから

現在、二弁は60期以降の会員が多くなっています。二弁の財務状況や会員の会費負担のあり方は、これからの二弁を担っていただく若手会員の方々に大いに関係する問題です。若手会員の率直な意見や前例にとらわれない発想が大いに期待されます。

委員会においては、若手の委員の方にも積極的かつ自由に発言していただいています。現在、60期以降の委員は6名ですが、二弁の活動やお金の使われ方に少しでも興味と関心のある方は遠慮せずに参加していただきたいと思います。お待ちしております。

【目次】	
第1号議案 令和2年度一般会計・特別会計決算の件	2
第2号議案 令和3年度一般会計・特別会計予算案の件	79
第3号議案 令和4年度4.5月分一般会計・特別会計暫定予算案の件	199
第4号議案 構成委員会委員選任の件	120
第5号議案 令和4年度において選任された委員がその選任後任期満了までに欠けた場合の補欠選任について常議員会に一任する件	122
第6号議案 災害その他やむを得ない事由により、令和3年度の臨時総会が令和4年1月までに、また、令和4年度の定例会が5月に開くことができないと見込まれるに、当会常務委員会委員及び予備委員、構成委員会委員及び予備委員並びに懇話委員会委員及び予備委員の選任を常議員会に一任する件	123
第7号議案 選挙法規一部改正の件（第18条）	124
令和2年度会務報告（概要版）	127

（付記）
1. 本目次は、当会会員サービスサイト掲載の「目次集/代理人選任集」をご利用いただき、お読みください。
2. 左記各条、他の常務委員会を代理人として議決権を行使する場合は、1記載の代理人選任集にてお読みいただけます。
3. 代理人となるべき常務委員の記載のない代理人選任集は、会長に代理人の選任を委任したものとみなされます（議事録第7条の2）。
4. 今回の総会案に關して、外国法事務弁護士特別委員及び特別委員に關しては議決権が有りませんが、内閣府常務委員特別委員及び特別委員に關しては代理人選任集を参照してください。
5. 代理人選任集は、5月25日（金）午後4時までにご提出ください（議事録第7条の2）。なお、予備委員による代理人選任集の提出は強制ではありませんので、ご留意ください。

第二東京弁護士会 定期総会議案書

『若手会員からのコメント 坂井愛（60期）』

私は、平成30年に財務委員会の委員になりました。会費の使い道や二弁の収支等について興味があり、自ら立候補しました。

財務委員としての私の活動は、月1回開催される委員会に出席することです。議題は、会費等減免・延納申請の件に始まり、嘱託弁護士の報酬に関する意見照会、財務のあり方に関する諮問等、幅広いです。委員会では、一つ一つの議題について、経験豊富な先生方を中心に、丁寧に議論をしながら議事が進められます。当初私は、議論の内容が分からず、委員会に出席しているだけという状態でしたが、最近では議論についていき、意見を述べることもできるようになってきました。委員長は毎年変わりますが、どの委員長もビシッと議事を進行され、いつも尊敬の眼差しを（今は画面越しに）送っています。これからもお役にたてるよう尽力します。

若手会員の皆様、堅いイメージのある委員会かも知れませんが、若手の意見もしっかりと聞いてもらうことができます。敬遠せずに財務委員会の委員になってみませんか。

